

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 1 所管事務の調査（報告）

#### (2) 井田病院光熱水費未請求等事案に係る再発防止策等について

資料1 市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する再発防止策

資料2 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について

参考資料 市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書

病院局

令和3年1月28日



市立井田病院光熱水費未請求等事案  
に関する再発防止策

令和 3 年 1 月  
川崎市病院局



はじめに

本市では、高齢化の進展やこれに伴う疾病構造の変化、医療の高度・専門化等へ対応し、市民が必要とする質の高い安全で安心な医療を、安定的かつ継続的に提供していくため、市立3病院が、公共の福祉の増進と経済性の発揮を基本としながら、高度・特殊・急性期医療や救急医療等の提供を行うとともに、地域医療機関との連携を進めるなど、多様化する医療ニーズに対応しています。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応では、昨年2月にクルーズ船の感染患者、また3月初旬に市中感染患者の受入れを開始し、現在におきましても、新型コロナウイルス感染患者の突然爆発的な急増に備えた医療提供体制「神奈川モデル」における高度医療機関又は重点医療機関として、重症患者・中等症患者等の受入れや治療を継続的に行うなど、市立病院としての役割・責務を積極的に果たしているところです。

しかしながら、令和2年第5回川崎市議会定例会の決算審査特別委員会において、井田病院内のレストラン事業者に対する光熱水費の一部が、レストランを開設した平成24年度から未請求となっていたこと、またその後の処理・対応状況等について一部不適切な実態があったことなどが議論されました。

これを受け、令和2年10月23日、病院事業管理者から川崎市長宛てに、当該事案に関連した一連の処理及び対応状況等に関わる検証作業を依頼し、12月25日に「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書」として回答をいただきました。当該意見書においては、法律・財務・行政実務に関する外部有識者の方々から多岐にわたる観点から厳しい御意見をいただき、大変重く受け止めているところです。

今般、外部有識者からいただきました御意見も踏まえ、局内関係部署で協議を重ねながら、本再発防止策をとりまとめ、今後、同様の事案が発生しないよう、法令遵守やリスクマネジメントの徹底等に努めてまいります。

令和3年1月

川崎市病院事業管理者 増田 純一



## < 目 次 >

I	本事案の発生を踏まえて	P. 1
II	具体的な取組及び再発防止策について	P. 2
1	法令遵守・リスクマネジメントの強化に向けた取組	P. 2
2	有識者からの意見を踏まえた再発防止策等	P. 3
(1)	「論点1 なぜ、未請求状態等が発生したのか」について	P. 3
(2)	「論点2 なぜ、未請求の状況に5年以上の間、気づかなかったのか」について	P. 5
(3)	「論点3 なぜ、市長・副市長への報告が遅れたのか」について	P. 6
(4)	「論点4 なぜ、公表しなかったのか」について	P. 6
(5)	「論点5 なぜ、未請求分の光熱水費を分割納付することについて、文書での取り交わしがされていないのか」について	P. 7
(6)	「論点6 なぜ、未請求分の光熱水費について、一括で調定せず、請求の都度の調定としたのか」について	P. 8
(7)	「論点7 なぜ、レストラン事業者に対し、行政財産使用料を免除したのか。利益供与には当たらないのか」について	P. 8
(8)	「論点8 なぜ、行政財産の目的外使用許可と使用料の免除を遡及により処理したのか」について	P. 9
(9)	「論点9 なぜ、代替りの事業者を見つけることはしなかったのか」について	P. 10
(10)	「論点10 未請求分光熱水費の時効を10年間（不当利得）として事業者に請求した行為は適切なのか」について	P. 10
(11)	「論点11 光熱水費の算定に当たり、未検定品の電力量計を用いることは適当か」について	P. 11
(12)	「論点12 なぜ、レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに気づかなかったのか」及び 「論点13 レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに関し、実測によらない方法で過去の使用水量を推定し、水道料金等の清算をすることは適当か」について	P. 11

#### 病院局内の組織名等の表記について

本書においては、対策を講じる組織の役割を明確化するため、次のとおり表記します。

局の内部統制担当課 … 局内の内部統制を総括する部署（総務部庶務課）

局のサービス担当課 … 局内のサービス管理を所管する部署（総務部庶務課）

局の文書担当課 … 局内の文書管理を所管する部署（総務部庶務課）

局の経理担当課 … 局内の経理事務を所管する部署（経営企画室）

局の管財担当課 … 局内の行政財産使用許可を含む管財業務を所管する部署（経営企画室）

局の整備担当課 … 局内の病院施設整備を所管する部署（経営企画室）

各病院の行財担当課 … 病院内で行政財産使用許可の実務を担う部署等（各病院庶務課、経営企画室）

各病院の施設管理担当課 … 病院内で施設管理の実務を担う部署（各病院庶務課）

まちづくり局整備担当課 … 病院整備を所管する部署（まちづくり局 ※病院局併任）



## I 本事案の発生を踏まえて

意見書の論点に掲げられた各事案について、現在の状況に至る原因や過程は様々ではありますが、光熱水費の未請求状態の発生、その後の報告・公表の遅延、事務の著しい遡及処理などは、法令遵守や組織としてのリスクマネジメントの意識が希薄であったことに起因するとともに、組織内の各職員及び関係部署間における縦・横の連携・引継ぎ・情報共有不足などがあったものと考えております。

また、高い倫理観を持ち、市民の生命を守るという使命を担う市立病院の医療現場を支える事務部門においては、業務遂行にあたり、必要な情報を正確に把握し、組織全体で情報共有を図りながら、公正な事務の執行を心がけるとともに、適切な情報提供や情報公開に努めていく必要があります。

これまでも、法令遵守やリスクマネジメント意識の向上に向け、市の人材育成部門が実施する階層別研修や、報道対応研修、コンプライアンス研修といった分野別研修等の受講、更には各種通知等の発出、管理職会議等での周知等を行ってきたところですが、本事案を踏まえ、今後より一層、積極的な研修への参加促進や研修内容の充実、管理職会議等による周知・徹底などにより、意識醸成を図ってまいります。

なお、このような事案が発生する背景といたしましては、市立病院における医療機能の強化やそれに伴う医療従事者の人員増のほか、多様化する医療ニーズ、災害・感染症など危機管理事象への対応などにより、事務部門が担う業務内容の複雑化や業務量の増大もあるものと考えております。

そのため、今後、次項以降にお示しする「1 法令遵守・リスクマネジメントの強化に向けた取組」及び、「2 有識者からの意見を踏まえた再発防止策等」を確実に実施していくとともに、人材育成や働きやすい職場環境の整備に向けた業務改善・業務改革等の取組を進めてまいります。

## Ⅱ 具体的な取組及び再発防止策について

### 1 法令遵守・リスクマネジメントの強化に向けた取組

私たちは「全体の奉仕者」として、法令等を遵守しながら、市民の信頼を得て職務を執行していかなければなりません。

そのため、これまでも、市の人材育成部門が実施する階層別研修や、報道対応研修、コンプライアンス研修といった分野別研修等の受講、更には各種通知等の発出、管理職会議等での周知等を行ってまいりました。

しかしながら、本事案への対応にあたりましては、レストラン運営の継続や未請求光熱水費の回収に重点を置くあまり、組織内での報告の遅れや、議会に対する説明・報告や市民への公表がなされていなかったこと、更には財務処理、文書処理における不適切な取扱いなどが令和2年第5回市議会定例会の決算審査特別委員会等で議論されるとともに、その議会対応におきましても、情報提供の遅延や不十分な説明などの御指摘がありました。

そのため、改めてこのような事案に携わる全ての職員に対して法令の遵守やリスクマネジメントに対する意識の醸成を図っていくため、次に掲げる取組を実施することなどにより、職員の法令遵守や組織としてのリスクマネジメントの強化を進めてまいります。

#### <主な取り組み>

- ・「意見書」及び本「再発防止策」の局内全職員への周知
- ・階層別研修の受講促進
- ・報道対応研修、コンプライアンス研修等の分野別研修への受講促進・個別勧奨
- ・各職場で実施する自主考査等の機会を捉えた法令遵守・リスクマネジメントの徹底
- ・管理職会議や院内各種会議における法令遵守・リスクマネジメントの周知・徹底  
(経営調整会議、事務責任者会議、本庁管理職会議、病院三役会議、病院運営会議 等)

## 2 有識者からの意見を踏まえた再発防止策等

「市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書」（令和2年12月25日）（以下「意見書」という。）では、13の論点ごとに、法律・財務・行政実務に関する外部有識者から、それぞれ専門的な立場において御意見・御指摘をいただいています。

本項では、この意見書で取り上げられた論点ごとに、再発防止策をとりまとめました。

### (1) 「論点1 なぜ、未請求状態等が発生したのか」について

#### 有識者からの主な意見・指摘事項

（類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。）

<レストラン及び売店の事案について>

- 請求担当の庶務課職員と施設整備担当者は、レストラン及び売店で使用される電気と水道の系統と、その測定・請求方法を把握しておく必要があったと考えられる。
- 電力量計等の測定・請求の網羅性をチェックする牽制機能が、施設整備部署内にも請求部署内にも存在しなかった。
- 担当部署以外が監査等を実施して測定・請求を検証する内部統制が働いていなかった。
- 市の設計部門・工事部門と井田病院との間で、電気と水道の系統や子メーターの存在の周知や確認を行わなかったことなど、相互の連携不足が原因である。

<喫茶店の事案について>

- 支払いに応じない事業者に対しては、法的措置等を検討する必要があった。
- 請求金額の計算の正確性を計算担当者以外がチェックするという牽制機能が働いていなかった。

#### 病院局における再発防止策

これまで他の市立病院においても、レストラン等のテナントについては、使用する電気及び水道の使用量が大きいため、施設整備時等において電力量計等のメーターを設置してきましたが、井田病院整備時においては、設計、施工時に、関係部署間において電力量計等設置の必要性の認識や検討が適切に行われていなかったものと考えております。そのため、今後は、必要なメーターが確実に設置され、またその情報等が必要な部署と適切に共有されるよう、次のとおり対策を講じてまいります。

#### [病院施設整備時における対策]

- ① 病院施設整備（設備更新を伴う改修を含む。以下同じ。）に係る基本計画（以下「基本計画」という。）策定の際、院内に設置するレストラン等のテナントの情報、当該テナントに対する光熱水費の請求の有無やメーターの設置といった施設整備要件を、局の整備担当課並びに各病院の行財担当課及び施設管理担当課が十分に協議し摘録等の記録を作成するとともに、その情報を基本計画に明記することとする。また、基本計画をまちづくり局整備担当課に送付し、その内容を共有することとする。

- ② 局の整備担当課並びに各病院の施設管理担当課は、設計及び施工の際、基本計画の内容が適切に反映されているかを、まちづくり局整備担当課及び設計・施工業者等が出席する会議の場等において確認し、摘録等を作成することとする。その際、電気・水道等の測定・算定方法も確認し、当該情報を各病院の行財担当課と情報共有する。
- ③ 建物竣工（引き渡し）の際、各病院の施設管理担当課は、同病院の行財担当課とともにテナントで使用される電気・水道等のシステムのメーターの設置場所や測定・算定方法の確認を行うこととする。
- ④ 将来行われる病院施設整備時において、前記①～③の対策が確実に実施されるよう当該対策（取組）の内容を文書化し、局の整備担当課において常用文書として管理することとする。

#### [テナント運営事業者募集時における対策]

- ① 各病院の行財担当課及び施設管理担当課は、テナントで使用される電気・水道等のシステムのメーターの設置場所を現認するとともに、測定・算定方法を確認することとする。
- ② テナント運営事業者を公募する際、各病院の行財担当課は、当該テナントで使用される電気・水道等のシステムや、光熱水費の徴収の有無及びその算定方法を仕様書に明記する。また、当該公募がプロポーザル方式で行われるときは、プロポーザル評価委員会において、当該仕様書を含む募集要件、募集方法等を決定することとする。
- ③ 各病院の行財担当課は、テナントで使用される電気・水道等のシステムや、光熱水費の徴収の有無及びその算定方法を、行政財産目的外使用許可の許可条件書又は財産貸付契約の仕様書等に明記することとする。

#### [テナント運営開始後における対策]

- ① 各病院の行財担当課及び施設管理担当課は、光熱水費調定伺書を決裁又は合議する際、添付書類によりテナントで使用される電気と水道のシステムや、その測定・算定が正しいかを確認することとする。

#### [恒常的な対策]

- ① 各所管課では、引継書やマニュアルなどを整備するとともに、債権管理に係る諸規程について、調定業務に従事する全職員が認識する必要があることから、コンプライアンス意識の徹底を図るため、関係職員を定期的に研修会へ参加させるなど、研修体制を強化することとする。
- ② 各病院の行財担当課は、使用許可した施設・設備や使用料の額（免除等の有無）、光熱水費の徴収の有無や内訳等を記載した一覧表を毎年度作成し、年に一度、適切に処理されているかを確認することとする。
- ③ 年に一度、行政財産使用許可の更新作業前に、局の管財担当課及び各病院の行財担当課の職員が情報共有・意見交換できる場を設置し、他の病院での取扱いや必要な情報を収集できるようにすることとする。
- ④ 令和2年度からリスクチェックリストを活用した内部統制の取組を実施しており、当該リストには「行政財産使用許可又は公有財産の貸付における不適切な使用料又は貸

付料の算定」が記載されている。令和3年度から、当該リストに「(仮)行政財産使用許可又は公有財産の貸付における不適切な光熱水費の算定」を追加し、各病院の行財担当課等が各課の状況に応じた予防的措置を講じるとともに、電力量計等の測定・算定が適切に行われているかを自己チェックすることとする。

- ⑤ 局の内部統制担当課は、リスクチェックリストを活用した内部統制の取組において、予防的措置を講じてもおお発生した事務ミスや不適正処理の事案をとりまとめ、各課への情報提供を行うことで、注意喚起を行うこととする。

## (2) 「論点2 なぜ、未請求の状況に5年以上の間、気づかなかったのか」について

### 有識者からの主な意見・指摘事項

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

<レストラン及び売店の事案について>

- 光熱水費の徴収を所管する井田病院庶務課において、レストラン・売店事業者の負担すべき光熱水費について、点検する必要があったと考えられる。
- 病院の行財担当課及び施設整備担当の職員は、レストラン及び売店で使用される電気と水道の系統と、その測定・算定方法を把握しておく必要があったと考えられる。
- 電力量計等の測定・請求の網羅性をチェックする牽制機能が、施設整備部署内にも請求部署内にも存在しない。
- 担当部署以外が監査等を実施して測定・請求を検証する内部統制が働いていなかった。

※ ●印は(1)で同様の意見・指摘があり、当該項目に再発防止策を記載しています。

### 病院局における再発防止策

従前の事務処理について前例踏襲の意識が強く働くとともに、関係部署及び職員間における連携・引継ぎ・情報共有不足などがあるものと考えております。組織的に確認できる体制の構築を図るため、次のとおり対策を講じてまいります。

- ① 各病院の行財担当課は、担当職員の交代や公募時、テナント事業者を変更するときは、同病院の施設管理担当も含めた打合せや現場確認を確実にし、職員間の連携向上を図ることとし、その旨をマニュアルや業務引継書等に明記する。
- ② 各病院の行財担当課及び施設管理担当課は、部署内でのチェック機能を働かせることができるよう、光熱水費調定伺書を決裁又は合議することとし、その旨をマニュアルや業務引継書等に明記する。
- ③ 各病院の行財担当課は、使用許可した施設・設備や使用料の額(免除等の有無)、光熱水費の徴収の有無や内訳等を記載した一覧表を毎年度作成し、年に一度、適切に処理されているかを確認することとする。

### (3) 「論点3 なぜ、市長・副市長への報告が遅れたのか」について

#### 有識者からの主な意見・指摘事項

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

<レストラン及び売店の事案について>

- 重大なミスが存在が明らかとなった以上、早急に市長・副市長に報告すべきであった。また、複数の問題が発覚しており、その都度、少なくとも概況だけでも報告すべきであったと考えられる。

<喫茶店の事案について>

- 請求額を計算する際の事務ミスであったこと、規模としても数万円であることから、早急に市長・副市長へ報告すべきであったとまでは言えないように思われる。

#### 病院局における再発防止策

複数の問題が連続的に発生したため、その調査やとりまとめ、請求額の精査など、報告すべき情報の整理に重点を置いてしまいました。今後は、まずは必要な情報が遅滞なく市長・副市長に報告できるよう、次のとおり対策を講じてまいります。

- ① 意見書及び本書を局内に再度周知し、事務に関する事件・事故等の発生又は発覚を確認した際の速やかな各所管課から局のサービス担当課への報告を周知・徹底するとともに、局のサービス担当課においても、必要に応じて速やかに市長・副市長への報告を行うことを徹底することとする。
- ② 法令遵守やリスクマネジメントに向けた意識の醸成を図るため、局のサービス担当課において、市の人材育成部門が実施する階層別研修を案内（通知）する際、その対象者が管理監督者である場合は、個別に受講勧奨を行うとともに、未受講者に対する翌年度以降の受講確認を確実に実施する。

### (4) 「論点4 なぜ、公表しなかったのか」について

#### 有識者からの主な意見・指摘事項

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

<レストラン及び売店の事案について>

- 未請求額が一応確定した時点又は関係事業者への請求漏れの謝罪を終えた時点で、速やかに公表すべきであったように思われる。また、ミスの発生と解決策は分けて考え、それぞれ公表すべきである。
- 過度にレストラン事業者の意向を考慮するあまり、説明責任を果たすべき時機を逸し、市民の信頼を損ねる結果を招いたと思われる。

<喫茶店の事案について>

- 請求誤りについては金額も数万円程度であること、水道料金等の請求額の誤りはレストラン及び売店にも同様に発生していたことから、レストラン等の事案と同時に公表を行うという判断は不当ではないように思われる。

### 病院局における再発防止策

複数の問題が連続的に発生したため、その調査やとりまとめ、請求額の精査など、報告すべき情報の整理に重点を置くとともに、事業者側が協議途中から支払いの意思を提示してきたことへの配慮などから未公表となっていました。今後は、自治体としての説明責任と、事案の解決を分けて考え、遅滞なく公表していけるよう、次のとおり対策を講じてまいります。

- ① 意見書及び本書を局内に再度周知し、事務に関する事件・事故等の発生又は発覚を確認した際の速やかな各所管課から局の服務担当課への報告を周知・徹底するとともに、局の服務担当課においては、公表の必要性について検討することとする。
- ② 局の服務担当課は、事務に関する事件・事故等の発生又は発覚の報告を受けた場合の公表の基準等の作成について、関係局と協議していくこととする。
- ③ リスクマネジメントや法令遵守に向けた意識の醸成を図るため、局の服務担当課において、市の人材育成部門が実施する階層別研修を案内（通知）する際、その対象者が管理監督者である場合は、個別に受講勧奨を行うとともに、未受講者に対する翌年度以降の受講確認を確実に実施する。

## (5) 「論点5 なぜ、未請求の光熱水費を分割納付することについて、文書での取り交わしがなされていないのか」について

### 有識者からの主な意見・指摘事項

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

- 支払い時期・金額が不明確となることから、不適切な処理であると思われる。確認文書の取り交わしを、継続的に事業者には依頼することが必要であったと考えられる。
- 令和3年3月までの支払い分については合意があり、その内容に従って支払いがなされており、文書の取り交わしがなされていなかったことは、やむを得ない部分もある。

### 病院局における再発防止策

事業者には分割納付についての確認文書（覚書）を提示し、取り交わしを求めましたが応じなかった経緯があり、また事業者からは毎月、適切に分割納付がなされていたことからそのままとなっていました。今後は、法令等に基づき適切に対応、処理できるよう、次の対策を講じてまいります。

- ① 徴収事務を担う各所管課の所属長は、徴収事務を担当する職員の債権管理研修会等への受講勧奨を行うことなどにより必要な知識の習得に努め、分割納付の申し出があった場合は、法令等の規定に基づき書面により、適切に対応していくことを徹底する。

## (6) 「論点6 なぜ、未請求の光熱水費について、一括で調定せず、請求の都度の調定としたのか」について

### 有識者からの主な意見・指摘事項

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

- 未請求額を一括して調定すべきであったと考えられる。
- 支払い時期・金額が不明確となることから、不適切な処理であると思われる。確認文書の取り交わしを、継続的に事業者へ依頼することが必要であったと考えられる。

※ ●印は(5)で同様の意見・指摘があり、当該項目に再発防止策を記載しています。

### 病院局における再発防止策

光熱水費未請求額の一部支払いについて、事業者側の合意が得られなかったことなどから、一括調定していませんでした。今後は、法令等に基づき適切に対応、処理できるよう、次の対策を講じてまいります。

- ① 意見書及び本書を局内に再度周知し、各所管課において、過去分についての未請求等が明らかになった場合は、法令等に則り、不足があるときは一括調定を、また過払いがあるときは還付を速やかに行うことを周知・徹底する。

## (7) 「論点7 なぜ、レストラン事業者に対し、行政財産使用料を免除したのか。利益供与には当たらないのか」について

### 有識者からの主な意見・指摘事項

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

- 使用料免除の必要条件該当性については、川崎市病院局行政財産使用料算定要領別表第2の第3項第1号の「本局職員の福利厚生事業に使用」に該当すると考えられる。
- 使用料を免除する判断自体については、裁量の逸脱ないし違法な利益供与があったと認定することは困難に思われる。
- 事業開始時に複数の事業スキームを十分に検討した上で公募を実施すべきであったが、これがなされていなかったと考えられる。
- 使用料免除のスキームへ変更する際、原則的に新スキームによる公募を改めて実施すべきものと考えられる。
- 免除が光熱水費の問題と全く無関係に検討されたとは考えにくく、事業者に対して、未請求の光熱水費に充当するため使用料の免除を行う提案がされていることから、未請求の光熱水費を実質的に免除するための使用料の免除であったと言わざるを得ない。
- 5年後にその他の電気料金等を支払うことになり、そのことによる実績比較や収支見込みを行った上で、経営悪化や事業継続を理由に使用料の免除は可能であったと思われる。



### 病院局における再発防止策

公募の際、様々な事業者に声掛け等を行ったものの、応募は1事業者のみであったことなどから、現事業者による運営継続を優先に考えてしまいましたが、幅広く事業スキームを検討するとともに、改めて公募することを第一に検討する必要があるものと考えています。今後は、適切に対応していけるよう、次の対策を講じてまいります。

- ① 各病院の行財担当課において、使用料の減額又は免除の申請を含む行政財産使用許可伺書を起案する際は、適用する減免基準に合致していることを確認するため、局の管財担当課の合議を得ることとし、その旨をマニュアルや業務引継書等に明記する。
- ② 各病院の行財担当課は、レストラン等のテナント運営事業者を募集する際、あるいはテナント設置後にその運営に支障が生じるような事案(本事案では光熱水費の追加徴収)が発生した際は、必要に応じて局本庁部門にも相談しながら、幅広く事業スキームを検討することとする。
- ③ 各病院の行財担当課は、レストラン等のテナント運営事業者等と複数の課題・問題について協議・相談を行う際は、それぞれの関係性の有無を明らかにし、市民等に誤解を与えないような資料作成及び説明を行うこととする。

## (8) 「論点8 なぜ、行政財産の目的外使用許可と使用料の免除を遡及により処理したのか」について

### 有識者からの主な意見・指摘事項

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

- 遡及処理は法的根拠がなく、不適切である。
- 前年度からの財産使用・レストラン事業が継続しており、市もそれを現実として排除しようとしていないことから、その使用実態と使用許可を整合するよう年度当初に遡及して許可せざるを得なかったと理解することができる。
- 免除は現実として年度当初から認めていたわけではないことから、年度当初に遡及して適用すべきではないと考えられる。

### 病院局における再発防止策

年度当初からの運用実態に合わせた手続きが必要と考え、日付を遡った行政財産使用許可申請書を作成しましたが、このことにより行政による使用許可の意思決定過程等が不明確になってしまいました。今後は、このような事態を招かないよう、許可日までに決裁や許可書の交付が行なわれるよう、文書の適正処理について徹底を図ってまいります。

- ① 行政財産使用許可の更新作業前に行われる局の管財担当課及び各病院の行財担当課の職員の情報共有・意見交換の場を活用し、更新作業に向けた取組スケジュールを確認するなどにより、各病院の行財担当課が、遅滞なく規程等に従い使用許可開始までに行政財産使用許可を行うことを徹底することとする。

- ② 各病院の行財担当課において、使用料の減額又は免除の申請を含む行政財産使用許可伺書を起案する際は、適用する減免基準に合致していることを確認するため、局の管財担当課の合議を得ることとし、その旨をマニュアルや業務引継書等に明記する。
- ③ 局の文書担当課は、毎年、文書の取扱いに関する通知を発出し、適正処理や、やむを得ず起案日や施行日の遡りが必要な場合の理由書の添付について、周知・徹底を図ることとする。

## (9) 「論点9 なぜ、代わりの事業者を見つけることはしなかったのか」について

### 有識者からの主な意見・指摘事項

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

- 改めて公募すれば代わりの事業者を見つけることができた可能性を否定し得ないと考えられる。
- 複数の選択肢（現事業者への限定的な使用許可、代わりの事業者の探求、レストランの休止）がある中、必要な手続きを取らず、病院側が現事業者の運営にこだわったためである。

### 病院局における再発防止策

複数の事業者に声掛けを行ったが、そのことを記録として残していませんでした。今後は、事務執行の適正性や透明性を確保する観点からも、記録を作成するよう徹底してまいります。

- ① 各病院の行財担当課は、事業スキームの見直しを行う際には、公募や競争入札等の公正な事業者選定を行うこと、実施にあたっては複数の事業者に対して必ずヒアリングを行い、その内容を記録に残すことを徹底することとし、その旨をマニュアルや業務引継書等に明記する。

## (10) 「論点10 未請求光熱水費の時効を10年（不当利得）として事業者に請求した行為は適切なのか」について

### 有識者からの主な意見・指摘事項

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

- 法律・判例上明確とは言えない以上、時効期間を10年（旧民法第167条第1項）として請求することが不適切とは言えないと考えられる。
- 一方で、裁判所において時効期間5年（旧商法第522条）と解される可能性もあると考えられる。

### 病院局における対応

事案判明後、庁内における法制相談等も踏まえて、時効期間は10年（不当利得）が適当と判断しましたが、本事案が不当利得に当たると考えた事由なども含め、意思決定過

程を明確に記録として残しておく必要があったものと考えており、今後、徹底してまいります。

- ① 各病院の行財担当課において、その検討経過を明確に記録として残すこととする。

### (11)「論点11 光熱水費の算定にあたり、未検定品の電力量計を用いることは 適当か」について

#### **有識者からの主な意見・指摘事項**

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

- 計量法第16条の規定に照らし、適当とは言えない。
- 未検定品の電力量計を使用して請求した場合に、請求が認められないことになるとする法律・判例は見当たらない。
- 未検定品の電力量計を用いた請求が正確であることを裏付ける根拠があれば、請求が認められる余地があると考えられる。

#### **病院局における再発防止策**

本来であれば、施設整備の際に、電力量計等設置の必要性の認識や検討が適切になされ、検定品を設置すべきであったと考えています。そのため、必要な電力量計等のメーターが正しく設置され、また管理されるよう次の対策を講じてまいります。

#### **[病院施設整備時における対策]**

- ① レストラン等のテナントに光熱水費を請求するためのメーターについては、病院施設整備時に検定品を設置することとし、基本設計の策定及びに設計・施工の際、関係部署が十分に協議・情報共有し、確認していくこととする。

#### **[テナント運営開始後における対策]**

- ① 各病院の施設担当課は、検定品メーターの更新時期が明確となるよう一覧表を作成し、年度当初や予算編成時等に確認することにより、遅滞なく更新することとする。

### (12)「論点12 なぜ、レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに気づかなかったのか」及び「論点13 レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに関し、実測によらない方法で過去の使用水量を推定し、水道料金の清算をすることは適当か」について

#### **有識者からの主な意見・指摘事項**

(類似の意見をまとめて記載しているため、意見書の記述とは一致しないことがあります。)

- 異常値を把握した場合、原因を調査した上で、必要な対策を講じなければならないと考えられる。
- 電力量計等の測定・請求の網羅性をチェックする牽制機能が、施設整備部署内にも請求部署内にも存在しない。
- 担当部署以外が監査等を実施して測定・請求を検証する内部統制が働いていない。

- 市の設計部門・工事部門と井田病院との間で、電気と水道の系統や子メーターの存在の周知や確認を行わなかったことなど、相互の連携不足が原因である。

※ ●印は（１）又は（２）で同様の意見・指摘があり、当該項目に再発防止策を記載しています。

### 病院局における再発防止策

給湯に関わる設備構造やメーター類の設置といった情報が、関係部署及び職員間において共有されていなかったことが一義的な原因であると考えています。そのため、論点１にお示ししたとおり、病院施設整備において必要な情報を整理し、当該情報を各病院の施設管理担当課及び行財担当課が共有できるようにするとともに、次のとおりメーター異常値の迅速な把握や、把握後における対応を適切に行ってまいります。

- ① 各病院の行財担当課は、電気・水道等の系統のメーターの異常等により、レストラン等における電気・水道等の使用量の測定が困難となった場合には、各病院の施設担当課、施工業者及びまちづくり局整備担当課に相談することとする。
- ② 各病院の施設担当課及び行財担当課は、院内における電気・水道等の系統のメーターの異常値を把握できるよう、組織内ミーティングを活用することなどにより、直ちにそれぞれの部署間において情報共有を図るとともに、異常が疑われるときは、施設管理受託事業者とともに速やかに原因調査を行い、その結果を記録に残すこととする。

## 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について

## 1 経緯

井田病院のレストラン光熱水費未請求事案を受け、病院局における行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等について調査・確認を行いました。

## 2 調査対象

- (1) 市立3病院
- (2) 令和2年12月1日時点で行政財産の目的外使用許可等をしているもの

表1 調査対象件数

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
使用許可・使用承認 及び貸付契約件数	19	16	6	6	5	52

## 3 調査・確認した内容

調査表による調査を基に、ヒアリングにより確認を行いました。

- (1) 電気、ガス、水道・下水道、電話回線（以下「電気等」という。）  
の使用状況等について
  - ア 電気等使用の有無
  - イ 電気等の実費等徴収の有無
  - ウ 実費等を徴収している場合の根拠
  - エ 行政財産使用許可書等への実費等負担が条件である旨の記載の有無
- (2) 使用料・貸付料等の減免について
  - ア 使用料・貸付料等の減免の有無
  - イ 減免の根拠

## 4 調査結果

- (1) 電気等の使用状況等について

表2 電気等の使用状況

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	7	9	3	5	4	28
電気	7	9	3	5	4	28
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

(2) 電気等の実費等徴収について

表3 実費等の徴收件数

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
<b>1 実費等を徴収しているもの</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>22</b>
子メーターに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メーターの設置がないもの	3	4	1	2	-	10
<b>2 実費等を徴収していないもの</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>6</b>
実費等を徴収しないと判断したもの	2	2	1	-	-	5
実費等を徴収していないもの	-	-	1	-	-	1

ア 子メーターに基づき実費等を徴収しているもののうち、川崎病院と井田病院のレストランの水道料金・下水道使用料（給湯分）については、実費等の算定方法について精査中です。

イ 子メーターの設置がないものは、病院局が支払う電気料等を建物の延床面積に対する使用許可面積で按分して算定などしています。

ウ 実費等を徴収しないと判断したものの5件の内訳

公衆電話3件、バス運行情報提供システム案内表示機1件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

エ 実費等を徴収しないと判断したにもかかわらず、行政財産使用許可書等に実費等を徴収する旨の記載があるものが4件ありました。次回の許可時に改めます。

公衆電話3件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

オ 実費等を徴収していないものについて

許可案件：多摩病院防災行政無線設備

電気を使用していますが、公有財産使用承認書に実費等を徴収する旨の記載もなく実費等を徴収していませんでした。

今回の調査により川崎病院、井田病院では実費等を徴収していることが判明したため、徴収に向けて使用者である総務企画局と調整しているところです。

(3) 使用料・貸付料等の減免について

表4 減免件数

(単位：件)

		使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
		川崎	井田	多摩	川崎	井田	
<b>減免件数</b>		<b>14</b>	<b>10</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>28</b>
川崎市病院局 会計規程	1号	5	6	1	-	-	<b>12</b>
	2号	2	-	-	-	-	<b>2</b>
	3号	7	4	1	1	1	<b>14</b>

(参考) 川崎市病院局会計規程第98条

第1号 国等において公用又は公共用に供するとき

第2号 公共的団体において公益事業の用に供するとき

第3号 管理者が特別の理由があると認めたとき

ア 第1号によるもの12件の内訳

防災行政無線装置3件

消防通信施設、バス停車場（交通局分）各2件

視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置、画像式車両感知機、バス運行情報提供システム案内表示機、基準点、耐震性貯水槽各1件

イ 第2号によるもの2件の内訳

アドボカシー室、交通標識各1件

なお、交通標識の減免については第1号を適用すべきものであるので、次回の許可時に改めます。

ウ 第3号によるもの14件の内訳

タクシー乗り場・待機場所、処置室（ストマ装着支援のため）各3件

バス停車場（民間分）、ギブス室、駐車場各2件

電気通信設備、レストラン各1件